

監 査 報 告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の業務について監査を実施しましたので、その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査に関しては、役員会のほか重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、附属病院、事務部門等において業務の現地調査を行いました。

また、本学におけるガバナンス体制、学長及び理事の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、役職員等から整備及び運用状況に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 会計監査に関しては、会計監査人から監査の方針および実施計画を聴取し、随時監査に立ち会い、経過および結果の報告を受けたほか、必要に応じて財産の状況を調査し、会計担当者からの説明を求め、財務諸表および事業報告書、決算報告書につき検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人滋賀医科大学の業務の実施状況について、法令等に従い適正に実施されているか、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

- (2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

- (3) 学長および理事(以下「役員」)の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については指摘すべき重大な事実はありません。

- (4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人滋賀医科大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

- (5) 財務諸表等

会計監査人である監査法人長隆事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年 6月 17日
国立大学法人滋賀医科大学
学 長 上本 伸二 殿

監 事 山 科 正 三

監 事 船 橋 恵 子